

石川県

# 建設業 サポートブック





## 建設業サポートブック 目次

第1章	石川県の制度紹介 .....	2
第2章	建設業許可・経営事項審査電子申請システム .....	10
第3章	建設業の働き方改革 .....	12
	労働局からのお知らせ .....	16
第4章	元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項 .....	18
第5章	建設業者の取組事例紹介 .....	22
第6章	メニュー別支援施策集 .....	28

## 建設業の許可について

### ▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

### ▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

### ▶ 建設業許可の種類と区分について

#### (1) 大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

**【問い合わせ・提出窓口】** 国土交通省北陸地方整備局建政部

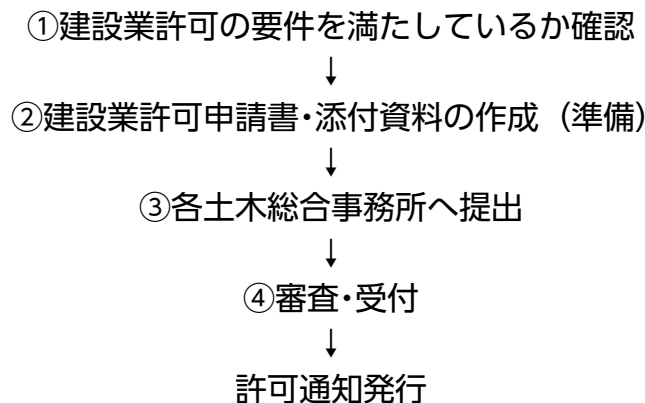
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

#### (2) 特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては7,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては4,500万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

## 建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



※建設業許可申請、4頁の経営事項審査申請は、電子申請も可能です。

### ①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- ・適切な社会保険に加入している者であること
- ・専任の技術者を有していること
- ・請負契約に関して誠実性を有していること
- ・請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件に該当しないこと

### ②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
- （注）・納税証明書：県税事務所で取得
  - ・登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
  - ・身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

### ③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

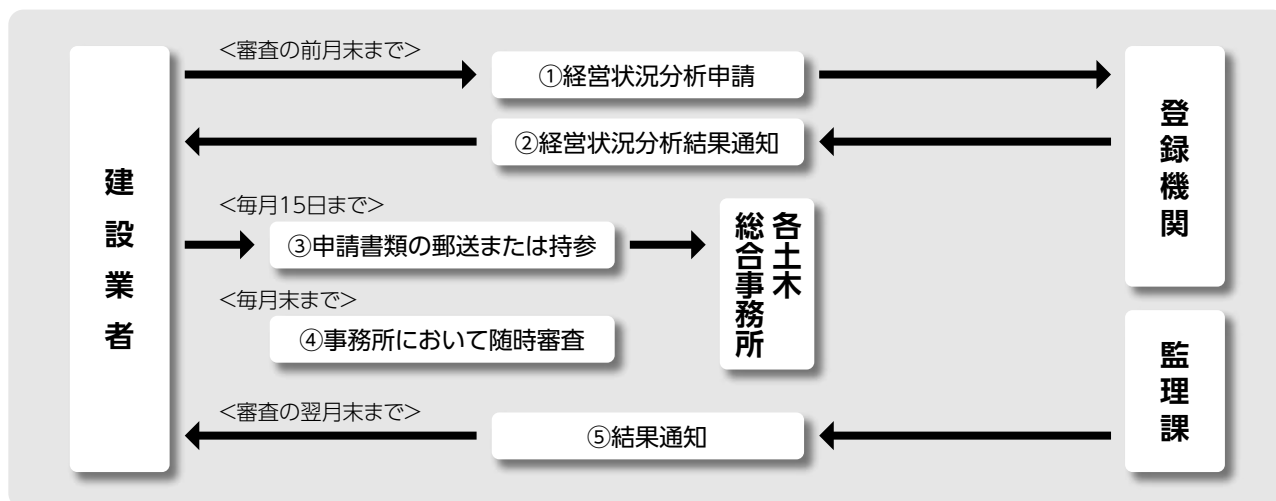
### ④審査・受付

- ・申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
- （注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

## 経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

### ▶ 経営事項審査申請フロー



### ▶ 審査項目について

#### 【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（営業継続、建設機械の保有等の状況、担い手の育成及び確保に関する取組）

#### 【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

### ▶ 審査窓口・問い合わせ先

#### 【知事許可業者】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課  | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課  | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

#### 【大臣許可業者】

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ・ 北陸地方整備局建政部 | TEL 025-370-6571 |
|--------------|------------------|

## 入札参加資格について

### ▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

### ▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者  
※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

### ▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

### ▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

### 〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数		発注予定金額	
A	850 以上		3,000 万円以上	
B	760 以上	850 未満	1,500 万円以上	3,000 万円未満
C	680 以上	760 未満	500 万円以上	1,500 万円未満
D		680 未満		500 万円未満



## 主観点数（主観的事項審査）制度について

### ▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

### ▶ 審査対象項目（令和5年度）

区 分	評 価 項 目	評 価 点 数
技 術 力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	5点
	契約後 VE 提案	15点
社 会 性	ISO14001の認証等	5点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	10点
	社会的取組み（13項目）	1項目5点（最大で5項目25点）
そ の 他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

### ▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>



## 石川県の入札制度について

### ▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ICカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

### ▶ 入札の方法

#### （1）一般競争入札

##### ① 一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

##### ② 対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

##### ③ 入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

##### ④ 落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

#### （2）指名競争入札

##### ① 指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

##### ② 対象となる工事

予定価格250万円超3千万円未満の工事

## ③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

## ④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

## 総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

### 〈評価区分〉

## ①提案型

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

## ②評価Ⅰ型

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

## ③評価Ⅱ型

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

### 〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（=基礎点（100点）+加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

### 〈加算点の評価基準（令和5年度）〉

	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	施工体制の評価	不正行為 指名停止 (談合等)	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地			
提案型	20～50												30	▲2	50～80
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5	2	1	3	30	▲2	53.5(55.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	0.5	0.5	2	1	3	30	▲2	48(51)

注（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

## 建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に対応し、内容に応じて各種支援制度を紹介します。

### ●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

#### ▶ 対象となる方

県内建設業者

#### ▶ 支援内容

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

#### ▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受け付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

### ■問い合わせ先

#### ○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- |              |                  |                  |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課  | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所  | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所  | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

令和5年1月開始

## 建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まりました。

### 自宅や会社からインターネットで申請

インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができるため、行政庁への訪庁や郵送等の手続きが不要です。

※従来通り、紙媒体での申請も受け付けます。

### データ連携による書類の取得・添付の省略

法務省（登記事項証明書）、国税庁（納税情報）等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年7月現在、一部の手続きについてはデータ連携をできません。

### 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成が可能です。

### エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行うので、書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

### 電子閲覧

電子申請された申請・届出は、インターネットで閲覧できます。

## ご利用前の確認事項

### G ビズ ID アカウントのご用意 (必須)

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「G ビズ ID」が必要です。事前に「G ビズ ID プライム」アカウントの取得、または取得後に「G ビズ ID プライム」アカウントから作成した「G ビズ ID メンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともに ID が必要です。

### 電子申請できる手続き

建設業許可関係	経営事項審査関係
許可申請 (新規許可・許可換え・般特新規・業種追加・更新)	経営事項審査申請 (経営規模等評価、総合評価値)
変更届 (事業者の基本情報、経営業務管理責任者、専任技術者の変更等)	再審査申請 (経営規模等評価、総合評価値)
廃業届 決算報告	結果通知書等の電子送付 ※石川県は書面交付となります。
許可通知書等の電子送付 ※石川県は書面交付となります。	

### 取得・届出が不要になる添付書類

バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

法務省（登記事項証明書）

対象：国土交通大臣許可の法人

技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証等

添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

納税情報（法人税／所得税）

対象：国土交通大臣許可の法人及び個人

納税情報（消費税及び地方消費税）

対象：国土交通大臣許可／都道府県知事許可の法人／個人

### ご注意ください

スマートフォンからは、当システムを利用できません。

ご利用には、以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

PDF 閲覧用ソフト：Adobe Acrobat Reader 等

# 第3章

# 建設業の働き方改革

## 令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年4月1日、労働基準法が改正されました。

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結、監督署への届出が必要です。

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度  
1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日  
毎週少なくとも1回

これを超えるには、  
36協定の締結・届出が必要です。  
(様式 第9号の4)

建設業においても、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。(令和6年4月1日から)

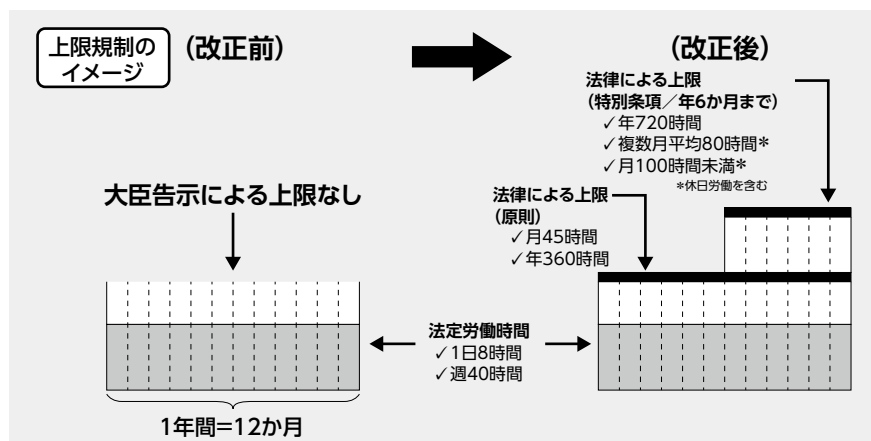
これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働、休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内

なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。

上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。



## 建設業には、上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
  - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

令和6年に向けて、今から取り組んでいきましょう！

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



## 長時間労働者に対して面接指導等を実施しましょう

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は面接指導を行う必要があります。

### i 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

**事業者** → ●申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。  
●時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

**労働者** → ●面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

**産業医** → ●労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

### ii 時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

**事業者** → ●健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

## 令和5年4月1日から 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する 割増賃金率が引上げになりました

(改正前)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50%  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



# 平成31年4月1日から 年5日の年次有給休暇を労働者に取得させる ことが使用者の義務となっています

## 年次有給休暇の発生要件と付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

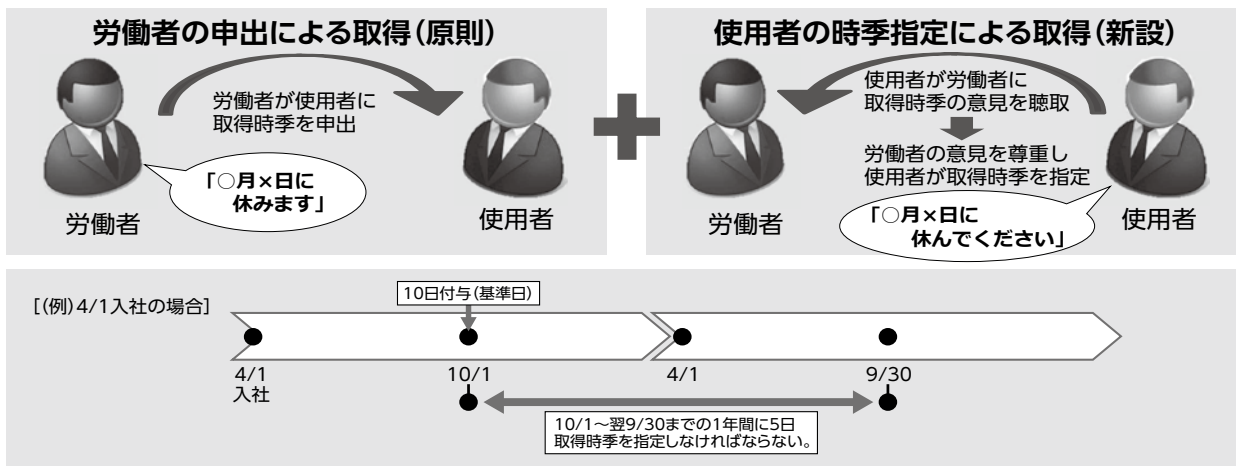
(※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

## 年5日の年次有給休暇の確実な取得

### 時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- (例)
- 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
  - 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日場合 ⇒ //
  - 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
  - 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ // 3日 //



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

## 建設事業主等に対する主な助成金のご案内

### ■ 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

### ■ 人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

### ■ トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。  
1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

上記のほかにも、建設事業主に限らず活用できる助成金がございます。  
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

石川労働局 職業対策課  
電話 076 (265) 4428

### ■ 働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース（建設業））

生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



### ■ 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



### ■ 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



### ■ 働き方改革推進支援助成金（労働時間適正管理推進コース）

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



### ■ 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



詳しくは厚生労働省のホームページ又は  
石川働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

石川労働局 雇用環境・均等室  
電話 076 (265) 4429

## 働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金指導等の見直し、**助成金の活用**など無料で相談に応じます。



石川働き方改革推進センター フリーダイヤル ☎ 0120-319-339  
建設業専用の総合相談窓口も設けています。  
建設業専用相談窓口 フリーダイヤル ☎ 0120-936-778

# 労働局からのお知らせ

## 改正労働安全衛生規則について

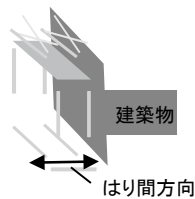
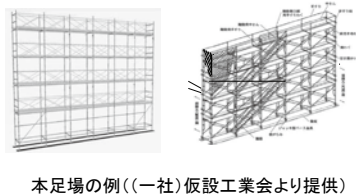
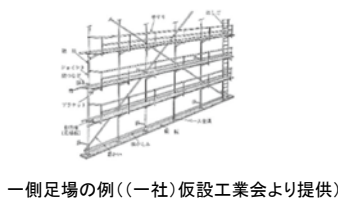
建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化を図るため、労働安全衛生規則が改正されました。

### 改正のポイント

#### 1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために**十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。（イメージで簡略化しています）

#### 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。**

#### 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、**当該点検者の氏名を追加するもの。**

#### 4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

# 足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

### (※) 組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、**足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「**計画作成参画者**」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「**仮設安全監理者資格取得講習**」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「**施工管理者等のための足場点検実務研修**」を受けた者

## 足場の点検後に記録すべき事項 に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

足場の種類別点検チェックリスト

〔資料〕

足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場用- (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 ( ) 工期 ( ) ~ ( ) (注2)

点検者氏名 ( ) (注3)

点検日 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( )

点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立て、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)

足場等の用途、種類、概要 ( ) (注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是正(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び崩壊した状態				
2 建地、布、脚木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用壁薄防止設備の取外し及び腐蝕の有無(注11)				
5 欄木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 踏かひ、控え、突っなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び脚木の損傷の有無				
9 変りようとして昇との取付部の状態及びつり装置の停止めの機能				



# 第4章

# 元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項

## 1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

### 建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 前金払または出来高払の定めをするときは、その時期及び方法
- ⑥ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑪ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



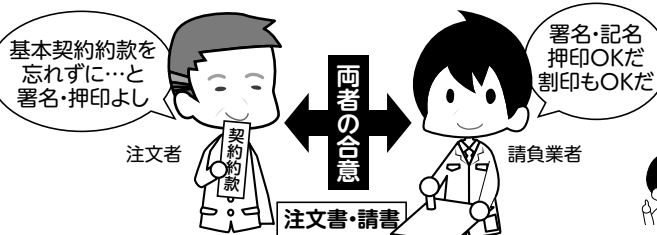
### 注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ② 注文書及び請書には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④ 注文書及び請書の個別記載欄には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



## 不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。



## 不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

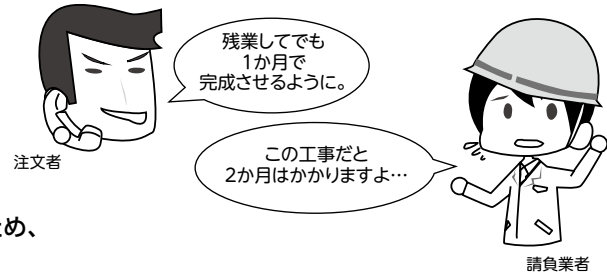


## 著しく短い工期の禁止

- 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の5)



長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、適正な工期設定を行う必要があります。



## 下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

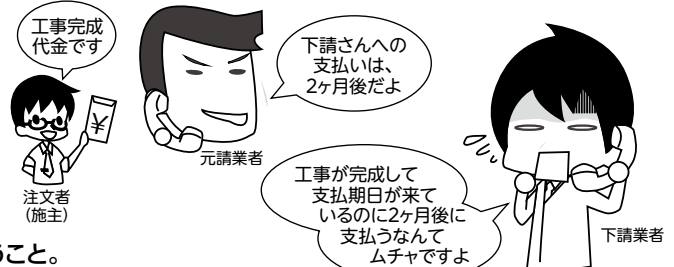


## 下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来高払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。また、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とします。(法第24条の3第1項)



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。



## 検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

## 特定建設業者の下請代金の支払

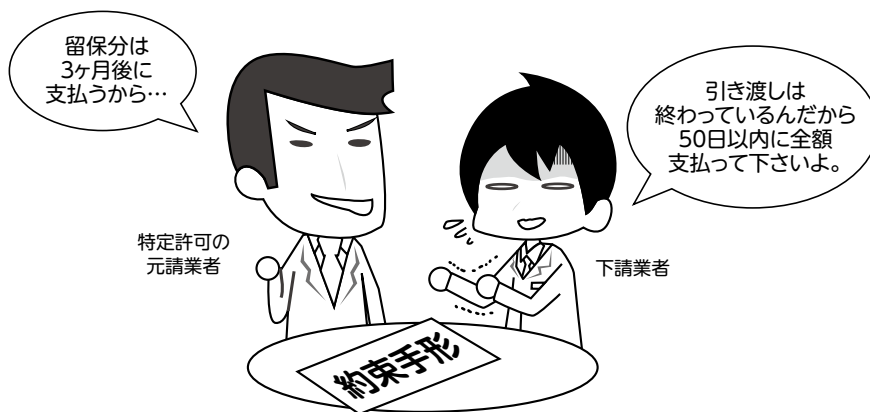
■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の6第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の6第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内とすることは当然として、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めるとともに、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。



## 2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

### 建設工事紛争審査会

#### 審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

#### 紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

#### 審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商慣行等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となり、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

#### 手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	_____		仲裁合意が必要

#### 紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

#### 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ  
電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

## 第5章

# 建設業者の取組事例紹介

「すべてはお客様と社員のために」  
伝統を重んじ、変化することを恐れず前へ進み続ける

## 兼六建設 株式会社

### 会社概要

代表者	代表取締役社長 橋本 和宏	所在地	金沢市松島2丁目20番地
資本金	8,500万円	従業員数	60名
直近決算売上高	5,928,411千円	連絡先	TEL 076-249-2211

### 働きやすさとやりがいをもてる会社へ

兼六建設株式会社は、昭和26年に創業、今年で73年目を迎えました。近年、政治や文化などのグローバル化、ダイバーシティが進む中、当社もライフステージやキャリア観の異なる様々な人材が混在しています。社員一人ひとりが満足いく活躍ができるような環境を実現するために、ノー残業デーの導入や有休取得の促進、将来の担い手確保に向けた取り組みを始めました。また、コミュニケーション不足から起こる人為的ミスを防ぐためにも、「言いにくい失敗」や「小さなこと」でもきちんと言い合えるような雰囲気づくりを目指します。



### 社員の主体性を高め、モチベーションを向上させる

一人ひとりの能力がいくら高くても、個人ですべての仕事が終わらせることは不可能です。当社の新入社員の社内研修は、年次や職位の異なる社員と係わりを持ちながら進めていきます。時には年齢の近い社員同士で食事会を開き、仕事における自分の成功や失敗について話したり、相手の話を聞くことで自分自身の成長を実感できるようにしています。また、金沢城リレーマラソンや社員旅行などのイベントを通

じ、良好な人間関係と安心感を保つことで、一緒に働く仲間との連帯感が生まれます。

建築部では、連休を多く取得できるような独自の休日カレンダーを策定しています。週に3日ノー残業デーとして社員が共有することで、帰りやすい雰囲気浸透し始めました。さらに、法人会員として、社員はスポーツジムを自由に利用できるのも、退社後や休日に通う社員も増え、心身両面にわたり健康の保持増大に大きな効果が出てきています。

## 未来の担い手確保、安定した定着に向けて

こどもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための基盤となる力を育んでいく「キャリア教育」。当社も金沢市内の小学校よりお声を掛けていただき、若手社員が、建設業とはどのような業界なのか、写真やイラストを交えて説明しました。身近にある建物を例に挙げ、建設業の魅力や仕事に対する心構えなどを話していくうちに、こどもたちも興味津々になり、質問が沢山出ていました。さらに、建築を学ぶ大学生に対しては、現場見学会を開催し、将来自身が働くという意志やイメージを持ってもらいながら次世代の担い手確保を目指しています。昨年は、女性施工管理職の新卒採用を実現しました。偏見やマイナスイメージを払拭し、安心して自分の能力を最大限に発揮して、強みを活かせるようにフォロー・バックアップを進めています。



## 誰もが意見や考えを持ち、発信・行動していくために

近年AIの活用が一般化されていますが、AIはあくまでも指示があって動く人工知能です。

企業理念である「喜びの空間を創造し、信頼ある建築物をお客様に提供する。」を支える社員に対し、不足している知識や情報の共有、フィードバックができる教育や研修の充実がこれからの課題です。

一人ひとりが、失敗を恐れずにチャレンジし続け、社員としての価値を高めていける組織を目指していきます。





# 災害から学んだ「人とのつながり」を未来へ。 私たちの新たなスタート

## 本建設工業 株式会社

### 会社概要

代表者	代表取締役 本 均	所在地	石川県小松市軽海町56番地1
資本金	2,000万円	従業員数	13名
直近決算売上高	578,519千円	連絡先	TEL 0761-47-0001

### [背水の陣] 一歩も退かない気持ちで取り組む「担い手確保」

当社は現在10代や20代の社員数が約1/3にまで増加し、活気あふれる企業となりました。

約10年前、当時は経験値のある30代以上の社員だけでも特に支障がなかったため、担い手確保については何とかなるだろうと簡単に考えていました。時は過ぎ、若手だったはずの社員が40代となり、ベテラン勢は老いの実感と近づく定年退職…いよいよ担い手不足の現実味が増し、未来への不安と焦りが膨らむ結果となってしまいました。

この気づきをきっかけに、担い手確保にむけた取組みを試行錯誤しながらも日々続けています。

### [学問に近道無し] 学問は積み重ねてこそであり、そこに近道は無い。 担い手確保も然り。

#### ○まず会社の存在を知ってもらう

- ・地元高校生との交流を図るため、企業説明会やインターンシップ受入れ等の学校行事へ積極的に参加しています。学校行事は対面形式が多く、文字では伝わらない説明者の人柄や会社の雰囲気を知ってもらう重要な場と考えています。

#### ○職場環境を見直す

- ・求人内容でよくチェックされる給与体制や休日数は随時見直しを行なっています。
- ・先輩が有給休暇を進んで取得することで、後輩も休みやすい雰囲気づくりを心がけています。
- ・年齢に応じた内容の健康診断やスポーツジムの法人利用など健康推進をサポートしています。

#### ○見た目もやっぱり大事。視覚からのアピール

- ・学生時代、進学先を決める時に制服のかわいさをチェックした経験があると思います。当社もロゴマークや作業服、ヘルメットのデザインをリニューアルし、視覚からも分かりやすいアピールを試みています。



地元高校生への企業説明会



インターンシップ受入れ

## 【雨だれ石を穿つ】 あきらめず続ければいつか努力は実る

ひとつひとつ積み重ねた取組みによって、令和元年から令和5年の間に5名もの若手社員の採用が実現しました。若手技術者として活躍し、長く勤めたいと思える環境づくりを目指して新たな取組みにも挑戦中です。

- ・当社は令和5年より「次世代法に基づく一般事業主行動計画」を策定・公表しており、主にワークライフバランスや女性の就業環境に関する計画を実行しています。今後は仕事と子育てが両立できる環境づくりを目指し、社員同士が協力しあえるよう理解を深めるセミナーの開催も予定しています。
- ・ICT施工の対象現場が増え、当社もついにICTバックホウを導入しました。ドローン操作や3次元図面データの作成から施工にわたり若手技術者が中心となって取り組んでもらっています。まだまだ勉強は必要ですが、やりがいや達成感を感じ先輩に教えられるくらい成長する姿が楽しみでもあります。
- ・若手技術者の育成において、従来ながらの指導がうまくいかなかったケースがありました。若手社員それぞれの個性や価値観を活かした指導ができるよう、先輩社員の意識改革が必要だと感じています。



女性技術者の活躍

次世代法・女性活躍推進法 行動計画	
社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和をとり働きやすい環境づくりと、女性が就業しやすい環境整備を行うために次のように行動計画を策定する。	
1. 計画期間	令和 5年 5月 1日～ 令和 8年 4月30日までの 3年間
2. 内容	<p>目標1：年次有給休暇の取得率を一人あたり50%以上にする。</p> <p>&lt;対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。</li> <li>・ 令和 5年 7月～ 取得状況をとりまとめ会議にて報告し、取得促進を促す。</li> <li>・ 令和 5年 9月～ 50%に達していない社員には個別に対応し取得を促す。</li> </ul> <p>目標2：若者のインターンシップの受け入れの促進。</p> <p>&lt;対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5年 5月～ 受け入れ体制について検討する。</li> <li>・ 令和 5年 7月～ 高校生を中心にインターンシップを受け入れる。</li> </ul> <p>目標3：社内における女性の割合を維持する。</p> <p>&lt;対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5年 5月～ 社員に対しセミナーや研修などの受講を促し、女性活躍推進法について意識の向上を進める。</li> <li>・ 令和 6年 5月～ 女性社員が就業を継続しやすい職場環境を整備する。</li> </ul>

次世代法・女性活躍推進法に基づく 行動計画

## 【百聞は一見に如かず】 災害が教えてくれた「人とのつながり」

令和4年8月の豪雨による梯川氾濫では一丸となり復旧に努めてきました。災害発生時から復旧作業を続けるなか、人とのつながりが復旧・再建への大きな力となったと確信しています。それは、自治体と地元住民それぞれの声をつなぐ架け橋として貢献できたこと、他社との作業連携や人材確保など横のつながりによって救われたこと、ボランティア活動に大勢の一般市民の方が集まり見知らぬ人同士が協力しあう姿を目の当たりにしたことなど書ききれないほどあったからです。若手技術者にとっては過酷な経験だったかもしれませんが、様々な経験を積み吸収し大きく成長できたことを次世代につなげていきたいと考えています。



被災時の様子(小松市中ノ峠町)



被災時の様子(小松市岩淵町)



# 地域と共に存続する道の模索

## 北能産業 株式会社

### 会社概要

代表者	代表取締役 福池 功	所在地	鳳珠郡能登町柳田仁部70
資本金	4,000万円	従業員数	40名
直近決算売上高	849,131千円	連絡先	TEL 0768-76-1200(代表)

### 地域への責任と義務を果たすために

建設業は社会の生活水準や安全の向上と維持が使命である産業で人の安心を付加価値として提供できる側面を持っています。特に自然や道路、農地等の社会インフラの防災対策や災害復旧においては大きな重責を担っています。弊社のある能登地域においては海岸線をふくむ面積に対しての建設業の数と担い手が地域の衰退と共に減少し、その責任の重さは年々大きくなっているのが現状です。社会は通信インフラが拡張し情報は早く簡単に入手でき、DX社会にむけてデータでの業務遂行が加速していますが、建設業においてはインフラというハード資源を扱う以上最終的にはそこに人が必要となる産業です。

地域に人を残すにはどうすればよいか。またUターン、Iターンを考えている人達にどのように地域の魅力を発信していくのか。人がいなくなり地域がなくなれば我々の存在意義が失われる、そのことを念頭において企業活動をしています。



工事写真(橋脚工)



工事写真(区画整理)



施工中写真(ブル)

### 魅力の発信と施工品質の向上

地域住民の皆様やUターンやIターンを考えられている皆様へどのようにして魅力や情報を発信すればよいかを考え、弊社ではホームページを利用し工事案内や活動内容等を発信しています。

今や建設業においても、IT化の波は抑えることができません。むしろ、インターネットをうまく活用できるか否かで、その後の事業を大きく左右するケースが増えています。

工事情報や進捗状況を随時お知らせすることにより、事前に危険個所の注意喚起を促し事故発生を未然に防ぐことに期待ができます。また、作業状況をお知らせするという事は、様々な人から作業を見られているという意識を持つことにもなり、より質の高い施工物の製作とより安心安全な作業にも繋がると考えています。

普段は見る事ができない状況を発信することで、建設業に対する知識や興味を持っていただくことが新たな人材発掘にもつながると信じております。

## スキルアップとSDGsへの取り組み

より質の高い施工物(安心)を提供するにあたり、社内一丸となったスキルアップが必要と考え、資格の取得や最新技術の導入を積極的に行っています。その一例として、タブレット端末・電子黒板・電子マネIFESTOの導入を行いました。タブレット端末を利用することで多大なデータを持ち運ぶことが可能となり、必要な時に必要なデータを即時確認することができます。事務所との行き来や書類を探す時間が大幅に短縮されました。電子黒板では、以前まで撮影した写真を整理・仕分けする際に膨大な時間を費やしていましたが、取り込み時に自動で仕分けされるため書類整理の時間が大幅に短縮されました。電子マネIFESTOでは、紙の使用量が大幅に削減となり、産業廃棄物の処理状況をリアルタイムで把握することが可能となったため処理の漏れがなくなり、報告が容易になりました。どれも作業効率の向上とペーパーレス化での自然環境の保護との両面に貢献が可能です。ひとえにIT化といえども、作業効率を損ねてしまったり、環境に悪影響を与えてしまっては本末転倒となります。

以上を踏まえ、

- ・ 作業効率の向上を図り、現場での正確で丁寧な施工を実現し安心安全な施工物をお客様にお届けする。
- ・ SDGsに取り組み、能登の美しい自然を守ると同時に地域とのコミュニケーションを深めていく。
- ・ インターネットを利用し大勢の方々に魅力と情報を伝達する。

この三点の両立こそ、地域と共に共存するために必要であると考えております。

より良い共存の道を実現するため、社員一丸となり模索し続けていきたいと思っております。

## 「地域の守り手」としての役割

近年、発生が増加している地震災害や大雨災害などから住民の安全を守るため災害復旧や災害対策に最重点を置き活動を行っているほか、景観維持の為の活動にも力を入れて取り組んでいます。

能登地区においては高齢化の波が進み「耕作放棄地」となり管理されないほ場が増加しています。耕作放棄地が増加すれば、能登の景観は次第に失われていくことになります。そこで弊社は「農業生産部」を立ち上げ、作物の栽培等を行うことで耕作放棄地を減らし能登の美しい景観を取り戻す、維持をする活動を始めました。作物の栽培のほか「ブドウ狩り体験」や「企業の森づくり活動」を開催しています。地域の方々に実際に触れて、食べて能登の自然の良さを体感してもらい、後世に受け継いでいってほしい。という願いがあります。ブドウ狩りでは、地元小学生を対象に栽培の楽しさや実ることの嬉しさを伝えています。企業の森づくり活動では、地元の工芸品で卒業証書にも使われている「久田和紙(きゅうでんわし)」という和紙の原料となる「コウゾの木」を地元の方と共に植樹・管理し、後世に受け継ぐ活動をしています。

里山里海の自然の美しさはこの能登をおいて他にはないと思っております。そんな能登の美しい景観を維持すること、住民の皆様の安心安全な暮らしを守ること、後世に魅力を受け継ぐこと。それが地域の守り手としての役割であると共に、UターンやIターンを考えている方への興味やアピールにもつながると思っています。

弊社の地元愛をより多くの方々に届け、地域コミュニティの輪を広げていくため今後も積極的に活動を行ってまいります。



地元小学生を対象としたブドウ狩り体験



能登の里山



地元住民の方々と企業の森づくり活動



## 【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業サポートデスク	本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、相談内容に応じて、各種支援制度を紹介します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712 FAX：076-225-1714</li> <li>南加賀土木総合事務所 TEL：0761-21-3333 FAX：0761-21-7080</li> <li>石川土木総合事務所 TEL：076-272-1188 FAX：076-272-1870</li> <li>県央土木総合事務所 TEL：076-239-3901 FAX：076-239-3701</li> <li>中能登土木総合事務所 TEL：0767-52-5100 FAX：0767-52-5104</li> <li>奥能登土木総合事務所 TEL：0768-22-0567 FAX：0768-22-2144</li> </ul>
石川県建設新技術認定・活用制度	石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。	<p>石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL：076-225-1787 FAX：076-225-1788</p> <p><a href="http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html">http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</a></p>
農業参入サポートデスク	農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。	<p>農業参入サポートデスク TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618</p> <p>石川県農林水産部 農業経営戦略課 農地政策グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207</li> <li>石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745</li> <li>県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720</li> <li>中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151</li> <li>奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331</li> </ul> <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622</p>
農業人材確保・定住促進事業	農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、県内外からの幅広い農業人材の確保・育成に努めます。	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：http://inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp</p>
いしかわ耕稼塾運営事業	プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。	

<b>地産地消サポートデスク</b>	<p>生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県農林水産部 ブランド戦略課 マーケティング・輸出グループ TEL：076-225-1614 FAX：076-225-1624</li> <li>・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207</li> <li>・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745</li> <li>・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720</li> <li>・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151</li> <li>・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331</li> </ul>
<b>里山ビジネスサポートデスク</b>	<p>農家民宿等の開業を希望する方に対し、古民家などの空き家の紹介から、開業さらには経営までをワンストップで支援します。</p>	<p>石川県農林水産部 里山振興室 TEL：076-225-1629 FAX：076-225-1618</p>
<b>石川県林業労働力確保支援センター</b>	<p>林業人材の確保・育成に関するワンストップ窓口として、林業に必要な知識や技術を身につける研修を行うなど、未経験でも林業の現場で安心・安全に働けるようきめ細かな支援を行います。</p>	<p>石川県林業労働力確保支援センター (石川県森林組合連合会内) TEL：076-237-0121 URL：http://ishikawa-ringyokikin.jp E-mail：info@ishikawa-ringyokikin.jp</p>
<b>経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度</b>	<p>資金繰りなど足下の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスなど、中小企業等の様々な経営課題に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし)</p>	<p>金沢商工会議所 TEL：076-263-1151 小松商工会議所 TEL：0761-21-3121 七尾商工会議所 TEL：0767-54-8888 輪島商工会議所 TEL：0768-22-7777 加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 珠洲商工会議所 TEL：0768-82-1115 白山商工会議所 TEL：076-276-3811 石川県商工会連合会 TEL：076-268-7300 石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711 (公財)石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-1244 石川県信用保証協会 TEL：076-222-1550 石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523</p>
<b>石川県エコ・リサイクル製品認定制度</b>	<p>県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で発生する循環資源を再生利用し、県内で製造加工されたもののうち、一定基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル製品」として認定します。</p>	<p>石川県生活環境部 資源循環推進課 資源循環グループ TEL：076-225-1849 FAX：076-225-1473</p>
<b>いしかわエコデザイン賞表彰制度</b>	<p>カーボンニュートラル(地球温暖化対策)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に繋がる石川発の優れた「製品」「サービス」「教育・社会活動」を表彰します。</p>	<p>石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課 グリーンライフ推進グループ TEL:076-225-1469 FAX:076-225-1479</p>
<b>介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談</b>	<p>介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。</p>	<p>石川県健康福祉部 長寿社会課 在宅サービスグループ TEL：076-225-1417 FAX：076-225-1418 金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL：076-220-2264)までお問い合わせください。</p>

### 認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 少子化対策監室  
保育施設グループ  
TEL：076-225-1497 FAX：076-225-1423  
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市保育幼稚園課(TEL：076-220-2299)までお問い合わせください。

### 障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 障害保健福祉課  
企画推進グループ  
TEL：076-225-1428 FAX：076-225-1429  
金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL：076-220-2289)までお問い合わせください。

## 【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動(農地の取得を除く)に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業経営戦略課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
経営体育成強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店 (農林水産事業) 融資課 TEL：076-263-6472 石川県信用農業協同組合連合会等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業経営戦略課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ TEL：076-225-1643 FAX：076-225-1645
経営革新等支援融資 (経営革新支援分・格差対策分)	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	
地域商工業活性化融資(一般分)	設備投資をする方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL：076-225-1522 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html</a>
事業転換支援融資 (一般分・格差対策分)	新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。	
経営安定支援融資 (一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分)	売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。	

<b>経営安定支援融資 (資金繰り支援分、 原油価格等高騰借換分)</b>	保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL : 076-225-1522 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html</a>
<b>新型コロナウイルス 感染症借換融資</b>	県のコロナ関連融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	
<b>物価高騰対策等 総合支援特別融資</b>	物価高騰等の影響を受け、売上高又は利益率が減少している方に対する低利かつ保証料免除の融資制度です。	
<b>省エネ・脱炭素化 推進緊急特別融資</b>	省エネルギー化に向けた投資や再生可能エネルギー設備を導入する方に対する低利の融資制度です。	
<b>石川県環境保全 資金融資制度</b>	公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 環境政策課 企画管理グループ TEL : 076-225-1463 FAX : 076-225-1466
<b>石川県地球温暖化 対策支援融資制度</b>	省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。	
<b>石川県産業廃棄物 処理施設整備資金融資制度</b>	産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 資源循環推進課 企画管理グループ TEL : 076-225-1471 FAX : 076-225-1473
<b>石川県 バリアフリー施設 整備促進融資制度</b>	公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。	石川県健康福祉部 厚生政策課 地域福祉グループ TEL : 076-225-1478 FAX : 076-225-1409 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html</a>

## 【助成】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<b>いしかわ農業参入 支援ファンド事業</b>	条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。	石川県農林水産部 農業経営戦略課 農地政策グループ TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL : 076-225-7621 FAX : 076-225-7622 URL : <a href="http://www.inz.or.jp/">http://www.inz.or.jp/</a> E-mail : <a href="mailto:info@inz.or.jp">info@inz.or.jp</a>
<b>担い手農業機械 導入支援事業</b>	地域の話し合いで決定した、今後地域の中心となる経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	石川県農林水産部 農業経営戦略課 農地政策グループ TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618
<b>いしかわ里山振興 ファンド事業</b>	里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。	いしかわ里山づくり推進協議会 (石川県農林水産部 里山振興室) TEL : 076-225-1631 FAX : 076-225-1618

**いしかわ理系人材確保  
奨学金返還助成制度**

県内企業の理系人材確保・定着を図ることを目的として、企業と県が協力し、理系大学生等の奨学金返還を助成する制度です。(企業負担1/2)

ジョブカフェ石川

TEL: 076-235-4510 FAX: 076-235-4523

[https://www.jobcafe-ishikawa.jp/  
recruit/scholarship/](https://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/)

## 建設業サポートブック

---

発行 令和5年7月  
発行者 石川県土木部  
編集 石川県土木部監理課  
〒920-8580  
金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL.076-225-1712  
FAX.076-225-1714

---

